

「秋のレビュー」（3日目）
地方の創生・活性化に関連する事業

平成26年11月14日（金）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：市川行政改革推進本部事務局次長

評価者等：佐藤評価者（とりまとめ）、上村評価者、上山評価者、太田評価者、吉田評価者

府省等：内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、財務省主計局

【テーマ1 計画に基づく交付金等】

○市川次長 それでは、最後のセッションに入ります。

地方の創生・活性化に関連する事業でございます。

この事業につきましては、テーマを2つに分けて御議論いただきます。

まず、テーマその1「計画に基づく交付金等」でございます。

視聴者の皆様は、ただいま対象事業のページをごらんいただいていると思います。

内閣府「地域再生の推進のための施設整備に必要な経費」、内閣府「総合特区の推進調整に必要な経費」がテーマ1の対象事業でございます。

本件につきましては、まず、冒頭に参考人、まち・ひと・しごと創生本部事務局より2分で地方創生施策の基本方針等について、説明してもらいます。

○内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 まち・ひと・しごと創生本部事務局でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に横の「まち・ひと・しごと創生について」という資料をお配りしております。下のほうかと思えます。

まち・ひと・しごと創生の経緯についてでございますが、1枚おめくりいただきまして、本年6月の骨太の方針の中で、下線のとおり、「人口急減・超高齢化の克服に向けた諸課題への対応にスピード感を持って取り組んでいく」、「少子化と人口減少を克服することを目指した総合的な政策の推進が重要であり、このための司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備する」ことを受けまして、9月3日に設置されております。

「まち・ひと・しごと創生本部『基本方針』①」でございます。

「2. 基本的視点」のところに「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むということで、基本的な視点が（1）（2）（3）と書かれております。

次のページに、検討項目が①～⑤まで「地方への新しいひとの流れ」「地方にしごとをつくり、安心して働ける」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」「地域と地域の連携」ということで、「（2）今後の進め方」のところには、3行目ですけれども「国の『長期ビジョン』と『総合戦略』を年内にも決定する」ことにしております。

「4. 取り組むに当たっての基本姿勢」ですが、①で的確・客観的な現状分析と将来予測を踏まえた中長期を含めた政策目標（数値目標）を設定の上、効果検証を厳格に実施し、効果の高い政策を手動的に実施、「バラマキ型」の投資などの手法はとらない。

②で各府省庁の「縦割り」を排除し、ワンストップ型の政策を展開するという基本姿勢を掲げております。

「まち・ひと・しごと創生法案」の概要ですけれども、目的規定、基本理念、下にまち・ひと・しごと創生本部、その右のほうに総合戦略を策定する規定を設けて、さらに右側のほうで都道府県、市町村の総合戦略、これは努力義務規定でございますけれども、規定を設けております。

「『長期ビジョン』骨子（案）」でございますけれども、ここは時間の関係上、割愛させていただきます。9ページ「『総合戦略』骨子（案）」は、長期ビジョンに示された日本の人口の現状と将来の姿を踏まえて、人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年計画でございます。

10ページ「2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則」ということで、（1）～（5）まで原則を掲げてございます。

その下の「3. 地域主体の取組体制とPDCAの整備」ということで、現在、このような骨子（案）を検討中でございまして、年内に最終的な長期ビジョンと総合戦略を策定するという作業を進めております。

以上です。

○市川次長 ありがとうございます。

それでは、本日の対象事業について、行革事務局より論点の説明をいたします。

○事務局 では、事務局説明資料の1ページをお開きください。

今回取り上げます事業のうち、地域再生の推進のための施設整備に必要な経費（地域再生基盤強化交付金）については、右上の四角で囲ったところに記しています。

ただいままち・ひと・しごと創生本部事務局から縦割り排除というお話がありましたけれども、この地域再生基盤強化交付金につきましては、公共施設について省庁の所管を超える一体的な整備を支援できる枠組みとなっております。縦割り排除の工夫がなされている一つの事例であると言えようかと考えております。

この地域再生基盤強化交付金の前提となるのが、地域再生計画でございます。

これは、地方公共団体が地域再生計画を策定しまして、内閣総理大臣の認定を受けると、計画に記載した事業の実施に当たり、各府省の補助金等の支援措置を受けることができるものでございます。

すなわち、この計画は、地方公共団体が各府省庁の補助金等の支援措置を受ける前提となる重要な計画でありますから、当然その進捗状況に応じて施策や支援を調整するための

PDCAの仕組みが組み込まれる必要があると考えるところでございます。

ところが、この計画は目標をどのように設定するか、評価をどのようにするかが地方公共団体に委ねられておりまして、必ずしも中間目標を置かなければいけない仕組みになっていないということがあります。地方が自主的に中間目標を置いているケースもありますけれども、中間目標が置かれていないケースが多数に上っており、計画の最終年次まで中間目標も置かれず、検証されない計画が多数見受けられるところでございます。

2ページは、今回、取り上げますもう一つの事業である、総合特区推進調整費についてでございます。

右上の四角で囲んでありますけれども、これは、総合特別区域計画に基づく事業につきまして、各省の予算制度を活用した上で、なお不足する場合に各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する経費とされています。

しかしながら、この右下にありますとおり、平成25年度に調整費を活用して執行された12特区の執行額を見ますと、全体の約95.8%を調整費が占めていることになっております。本来の補完的役割を逸脱していないかということが問題になるということでございます。

なお、こちらの前提となります総合特別区域計画の中間目標と評価という点について申し上げますと、これも計画自体に中間目標が置かれていないものが多数であるということでありまして、こちらについては、計画策定後1年後から評価をする仕組みがありまして、その評価の際には、中間目標が設定されるということでもあります。

以上の状況を踏まえまして、論点としましては、2点です。「『地域再生計画』『総合特別区域計画』について、成果目標の設定や成果実績の検証が適切に行われているか」「総合特区の推進調整に必要な経費について、制度趣旨に則った執行がされているか」を論点として提示したいと思います。

以上です。

○市川次長 ありがとうございます。

それでは、内閣府からこの2つの事業について、それぞれ2分以内で御説明をお願いします。

○内閣府 内閣府地域活性化推進室でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

横長の資料をおつけしてございます。

1ページ、まず、「地域再生基盤強化交付金」という資料をつけてございます。

制度の説明は、今、御説明をいただいたところでございますので、基本的に省略をさせていただきたいと思いますが、この交付金の特徴といたしましては、左の真ん中に書いてございますが、予算要望とか、申請書類の提出先をワンストップで一元化をしてございます。事務の簡素化が図られているものと思っております。

また、事業の進捗に応じまして、類似する施設間の予算融通、年度間の事務量調整がで

きるということで、我々といたしましては、公共団体にとってみると、自主性とか裁量性が高い交付金である、弾力的な事業実施が可能となっていると考えているところでございます。

この結果、右の一番下に書かせていただいているように、分野ごとに一体的に取り組むことで、重複の投資とか、効果の発現時期の不一致等々の無駄は排除できているのではないかと、そのような効果が期待できるのではないかと考えているところでございます。

この基盤強化交付金につきます目標設定、評価の関係を2ページにつけさせていただいてございます。

地域再生計画という計画を地域につくっていただくわけですが、この地域再生計画におきまして、目標を公共団体が自主的に設定をしてございます。公共団体は、計画期間中、事業の進捗状況、また、当該目標の達成状況につきまして確認するように努めておられます。その状況につきましては、国としましては、毎年調査によりまして把握をしているということでございます。

なお、この再生計画はおおむね5年間の計画期間でございますが、地域再生計画の計画期間後の事後評価につきましては、地域再生計画ごとに計画作成の主体が、地域再生計画の内容とか、実績に基づきまして、透明性の確保の観点から広報やホームページ等にその評価の内容を公表しているということでございます。

宇和島市の例をつけさせていただいてございます。地域再生計画の事後評価というところで、これは森林の関係の取り組みをしたものでございます。森林の機能確保、また、交流人口の増加ということを狙った取り組みでございますが、右側の下のところに、目標の設定とその評価を公表している事例を挙げさせていただいているということでございます。

3ページ、もう一つは総合特区制度におけます調整費でございます。

総合特区につきましては、この2つのパターンを中段に書かせていただいております。先駆的取り組みを行い、実現可能性の高い区域につきまして、国と地方が政策資源を集中していこうということでございます。

地域の戦略的なチャレンジをオーダーメイドで規制・制度の特例、税制、財政、金融措置によって支援をするものでございますが、この総合特区の推進に関します、財政上の支援措置につきましては、(3)に書かせていただいております。

基本的には、各省の予算制度を活用するのがベースでございます。この調整費につきましては、そこに書かせていただいておりますが、各省の予算制度を活用した上で、なお不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能になるまでの間、機動的に地域の取り組みを補完させていただく形で運用してございます。

地域の主体的な取り組みを支援する観点から、目未定の経費として予算計上をさせていただいております。執行段階におきまして、地域からの提案を踏まえて、用途を確定し、関係府省に移しかえて執行しているのが、この調整費の内容でございます。

この調整費につきます目標の設定、評価の関係を4ページに資料をつけさせていただい

てございます。

左の上にPDCAのサイクルを書かせていただいておりますが、ここでは「事後評価」と書いてございますが、基本的に総合特区の計画を認定して以降、次年度から評価を開始してございます。そのことを「事後評価」と呼ばせていただいておりますが、基本的には、この総合特区の評価につきましては、その「Check」のところを見ていただきまして、地方自治体、公共団体がみずから行う評価につきましては、有識者の方によります検討・評価をしていただいております。

その結果を、総理大臣が本部長でございます総合特区推進本部に報告する形になってございます。

評価結果は特区に通知をさせていただいて、特区におきます取り組みの改善につなげるという取り組みをしてございます。このPDCAを回す中におきまして、数値目標の検証というものも実施をさせていただいております。

それを通じまして、実際に特区の計画内容を見直すという実例も出ているというところでございます。

なお、この特区につきましては、もう一つ論点をいただいております。下に書かせていただいておりますが、制度趣旨にのっとりた執行がされているかという問題でございます。

まず、全体の先ほどの財政支援の中身ということで、各省の予算制度がベースだという御説明をさせていただきましたが、左の下で、財政支援の実績の全体図を見ていただきますと、平成25年度は各府省が重点的に実施した支援として49億円あったというところでございます。これは時期を合わせるために8月末ベースでつくらせていただいておりますが、その時点で調整費を14億円使わせていただいていたということでございます。全体で、25年度は年度計で163億円という財政支援の実績でございましたが、今年度につきましては、8月末で調整費は51億円執行させていただいております。それに対しまして、各府省が重点的に支援した内容は110億円という状況でございます。

そのような中で、制度趣旨にのっとりた執行がされているかという点に関しましては、右側に書かせていただいております。

内閣府としまして、各府省及び全ての総合特区の指定自治体に制度の趣旨の徹底を今年8月にさせていただいているというところでございます。

調整費を求める場合の要望の受付はどのような場合に受け付けるかということを明確化させていただいております。原則、各府省が予算措置をしている場合に限り受け付けるという前提でございます。

また、新しい予算編成後とか、当初予算配分後の事由によりまして、本年度に行うことが適当な場合、特に効果が高い事業は受け付けるというところでございます。

また、前年度以前から国の財政支援を受けている事業にかかわります、本年度におけます財政支援に関しましては、全額調整費で要望している場合は受け付けないという形で取

り組み方針の徹底を図らせていただいているところでございます。

今後とも、この方針につきましては、周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○市川次長 それでは、早速議論に入りたいと思います。

どの点からでも結構でございます。

○上村評価者 今、説明いただいた総合特区の調整費です。内閣府としては、これは短期的な手当てと私は認識しているわけですがけれども、行革推進本部の事務局の参考資料で、執行額についての資料が15ページ目にあるわけですがけれども、特区開始事業年度を見ると、多年度にわたって調整費を受け取っている事例があるわけですが、これは制度にのっとりた状態になっていると言えるのか、言えないのか、どちらでしょうか。

○内閣府 基本的には、制度にのっとりた運用をしていると考えてございます。

○上村評価者 その理由を教えてください。

○内閣府 調整費の2年目にも活用しているものがあるではないかというお話でございませけれども、各省の設定する予算によっては、規制の改革が年度途中で実現して、その際には当初の予定よりも大きな規模で事業が行えるようになる場合に、本体予算のほうで対応できない場合に、2年連続で全額調整費を活用する事例もあったところでございます。

ただ、特区事業の2年目につきましては、各省で予算措置をすべきだという御指摘につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、全額調整費を求める要望は、前年度以前から国の財政支援を受けているものについては、受け付けないという周知をしております。引き続きこの方針に沿った活用を進めていきたいと考えてございます。

○上山評価者 確認させていただきたいのですが、先ほど平成26年8月に各府省及び全ての総合特区の自治体に制度趣旨を徹底したとあって、この制度趣旨から見て、先ほどの15ページの執行状況はそのまま変わらないことになるのですか。

○内閣府 基本的に、先ほど執行の方針の明確化ということで御説明をさせていただきました。今後は、この方針を徹底していきたいと思っております。

基本的には、2年目以降も調整費を活用しているようなもの、ただし書きに当たるようなケースがございます。例えば、調整費を活用しながら、ある年度に事業を進めていたところ、その年度末に開発を予定していた機器が急に一体的に開発することが可能になっているケースが出てきたということで、一体的にやることでより効果が出るだろうという、

特に説明がちゃんとできるような部分に関しては、このただし書きを適用する場合があるかと思いますが、原則は、各府省の重点的な支援がベースでございまして、それをつなぐための調整費ということでございますので、今後の執行に当たりますと、それを徹底していきたい、調整費の執行につきましては、そういう運用をしていきたいと考えてございます。

○上山評価者 15ページのような状況は変わるのでしょうか。ただし書きに当たるのでしょうか。

正直に言って、このただし書きで「特に効果の高い事業の場合は」とか、その下についても「全額調整費を求める要望は」という形になっていて、「特に効果が高い」などというのは極めて曖昧な基準ですし、全額調整費の95%はいいのかと。話にならないですよ。これだけ見ると、ばかにしているのかという感じがするのです。

もうちょっと明確に制度趣旨にのっとった形でやらないと、これは国民の理解を得られないのではないですか。

○内閣府 今の96%というところでございますけれども、これにつきましては、もともと総合特区の財政支援は各省が予算を重点的に支援するというところでございまして、この96%というのは、調整費を使うことになった事業の調整費の割合と各省予算の割合のことでございますので、重点配分されているところの話では、御指摘には必ずしも当たらないのではないかと。

○上山評価者 視野を広げればパーセンテージは下がるという話をし出すと、切りがなくなると思うのです。

これはきちんと事業として成り立っているものの中で九十何パーセント、今のおっしゃり方だと、今後もこのような状況が続くというお話になってくるわけですか。

○内閣府 そこは基本的に前年度も調整費を使っているものについて、2年目以降、本体予算が全くないものについては、基本的に調整費は活用しないということです。

○上山評価者 繰り返しになりますが、全くないというのでは説明にならない。全額というのも話にならないと思うのです。もちろん、ケース・バイ・ケースなので、一律に決めることは難しい場合があるかもしれませんが、ある程度のめどは必要なのではないでしょうか。

機動的に補完するという話であれば、本来的には1年なので、むしろこれは2年目以降やむを得ない範囲というのであれば、10%ぐらいに絞って言うのであれば話としてはわかるのですが、全額調整費を求める要望は受け付けないというのは、極めて緩いというか、

甘い、あり得ないということだと思っております。

○佐藤評価者 関連して、事実関係だけ教えていただきたいのですが、また15ページになってしまいますが、これは平成25年度だったと思うのですが、1～12までの特区名があつて、恐らくこれが実際に対象の特区で、アウトプットでも平成25年度は12となっていますので、これが全てだと思ふのですけれども、仮に、今の御指摘のとおり、ことしから全額は認めませんとなったとして、あるいは、基本的には本来の所管の官庁の補助金を使ってくださいという形になったとして、では、ことしの執行額と調整費の関係はどのように変わったと理解したらよろしいのでしょうか。

○内閣府 受付方針の明確化を行ったのは今年の8月になりまして、それ以降、まだ配分は行っていませんので、その変更については、お答えする数字は持ち合わせておりません。

○佐藤評価者 では、具体的に、極端な話として、例えば、まさに全額執行額と調整執行額が全く同額で、かつ、平成23年度から始めている事業が散見しています。これらについては、どのような方針を持っていると理解すればいいのですか。来たら受け付けないという理解でよろしいのですか。

具体名を言うのははばかられるので、ナンバーで言うと、3と5の中に「H23」とありますね。どれも経産省の所管です。あと8番もそうです。これも経産省さんです。

これらについては、ことしからは面倒見ないという理解でよろしいのですか。

○内閣府 今、御指摘の3番や8番のような事例につきましては、受け付けないことにいたしましたと思います。

○太田評価者 この方針は新しい方針で、今まではこのような運用はされてこなかったということですか。

○内閣府 新しい方針でございます。

本来、制度の趣旨からいけば、このような方針がある意味では当然のことだったと思いますが、いろいろ御指摘を受けつつ、今回、このようなことを方針として定めまして、その周知を図らせていただいているということでございますので、今後は厳格にこの方針に従った運用をしていきたいということでございます。

○太田評価者 そうすると、過去の運用がまずかったという点は御認識されて、新しい方針と。

○内閣府 各省の財政支援がベースで、そのつなぎの部分を調整費という形で臨機応変に機動的に対応させていただくのが、調整費をつくらせていただいた、もともとの制度の趣旨でございますので、そのような中で「2年目以降も同じように」という御指摘等々につきましても、その趣旨からは若干外れていたものと認識をしております。

○太田評価者 そうすると、なぜその制度の趣旨を踏み外すような運用がされたのか、原因分析と再発防止ということは考えられていますか。

○内閣府 これまでのそのような御指摘を受けるようなケースにつきましても、先ほども少し御説明をしましたが、我々の判断としては、ケース・バイ・ケースでございますが、先ほど御説明したただし書きに当たるような、それなりに説明ができる理由があった部分もあろうかと思いますが、いずれにいたしましても、今回、このような方針を定めさせていただいて、制度の趣旨を厳格に運用させていただきたいということでございます。

○太田評価者 原因と再発防止策と伺ったのですが。

○内閣府 再発防止ということで申せば、2年目以降のところは受け付けませんという方針については、今後とも各特区や地方公共団体に周知していきたいと考えてございます。

○太田評価者 わかりました。原因はどのように分析されているのですか。

○内閣府 原因と申しますのはなかなか難しいのでございますけれども、基本的には、調整費というものが各省の予算を重点的に配分するという中でありますけれども、どうしても新しい規制緩和が実現したとか、当初の予定より大幅に早まって画期的な開発が進んだというときに、省庁の予算の公募とか、事業の公募などは終わってしまっていたという場合には、どうしても調整費を全額使わざるを得ないケースもございまして、基本的には、今回、この資料にもございますような、調整費がほぼ全額であるような事例は、原則、そういったそれぞれの事情はございますけれども、一応、合理的な説明がつくものであったとは考えてございます。

○太田評価者 今後は合理的な説明がつくものであっても、受け付けないということですね。

○内閣府 2年目以降に全額調整費を求めるものは受け付けないことになります。

○太田評価者 それはどちらかをとらないとだめなのです。

過去のほうは、そのときは合理的だったと言ってしまうと、今度の方針は合理的でないという話になってしまし、今度の方針が合理的だということは、過去には誤りがあったと、それは原因分析をして、今後、再発防止をするという2択だと思うのです。

○市川次長 内閣府さんに申し上げたいのですが、行政事業レビューは行政事業の改善を目指した事業でございます。

過去のことについて、違法だったとかということをお願いしているわけではなくて、それが改善の余地があったことの御指摘ですから、そこは余りいじじにせずに議論を進められるのがよろしいのではないかと。

○内閣府 御指摘はごもっともでございます。

我々がこの基本方針を定めたのは、まさに過去の運用等々について改善するべき点があったという前提でつくらせていただいているつもりでございます。

それに加えて、御指摘のあるように、過去はどのような部分にこのような事態が生じて、その原因が何だったのかをちゃんとつかまなければいけない。それはおっしゃるとおりでございます。

逆に言うと、そのようなことをつかみながら、それが起きないような形で運用するのが運用の正しい姿だと思いますので、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

○上村評価者 まち・ひと・しごと創生に向けた政策5原則で「結果重視」で「明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、改善等を行う」とあるわけですけれども、地域再生計画には中間目標を設定されていない。総合特別区域計画も中間目標も設定されていないことになるわけですけれども、ただし、総合特別区域計画については、計画策定から1年後に中間目標を設定するわけですけれども、どうしてこのような制度設計になっているのか、説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○内閣府 先ほども御説明いたしました、今の目標の設定自体は御説明をしたとおりでございます。

例えば、基盤強化交付金につきまして、公共団体自体は目標を設定して、おおむね計画期間は5年でございますので、それで事業等々を実施していくわけでございますが、5年の間、公共団体はこの2ページに書かせていただいていますように、計画期間中、毎年、事業の進捗状況なり、目標の達成状況については確認するように努めております。

その状況を我々国としては、毎年、地域再生計画をつくっている自治体から、調査によりましてその状況は把握をしているということでございますが、ある意味では、厳密に当初のところからその5カ年の期間中なら期間中、毎年毎年、翌年度はどのような時点まで

の目標、その次年度はどのような時点まで目標というものは確かにセットを。

○上村評価者 毎年つくるけれども、5年間の中間目標がないという状態ですね。進捗状況は把握できるけれども、事前に中間目標がない。それはいいのですか。悪いのですか。

○内閣府 中間目標の御議論は、今回、いただいております。

この点に関しては、我々は十分検討をさせていただきたいと思いますが、例えば、基盤強化交付金で制度の内容を1ページにつけさせていただいておりますが、十分検討するという前提で、例えば、道とか、港とか、汚水処理の関係の交付金でございますが、何を目標に設定するかによってインフラの整備でございますので、インフラの整備が進んだことによって、例えば、時間の短縮効果とかというものを目標にした場合は、インフラの整備がある程度整わないと、なかなか効果が出ないといった部分に関して、例えば、そのようなケースの中間目標をどのような形で設定するか等々は、我々も十分検討させていただきながら、そのような方向でできる部分はやっていきたいと思っております。

○佐藤評価者 1点、理解を確認したいのですけれども、基本的には、地域再生計画において、各自治体は、スタートするところで、少なくとも自主的には大体目標は設定しているという理解でいいのですか。

○内閣府 目標は必ず設定しております。

○佐藤評価者 目標は設定しているというのは、今の中間目標ですね。

○内閣府 いえ、最終的な目標は設定しております。その上で自治体が毎年度進捗状況を把握しておりまして、それを我々も調査で把握しているということでございます。

○佐藤評価者 何でみんなここで中間目標の話をしているかということ、最終目標がありません、進捗状況があります、困るのは、もちろん、早い段階で最終目標に到達してくれば別に誰も文句は言わないのですけれども、途中でなかなかうまくいかないときに、これは親切なので、責めるつもりではなくて、何でうまくいかないのかなと、それはいろいろな要因があり得るのです。インフラの整備とかはなかなか効果が発現するのに時間がかかる。それを説明できればいいわけであって、だから、なぜそのような形なのか。

ある意味で、自治体に対しても親切ではないですか。中間目標までなかなか行きませんでした、では、次はここをリカバーするためにはどうしたらいいのかということと一緒に考える機会にもなるので、放っておくと、最終目標の最終年まで全然進捗状況が到達していないのに、何にもしないでただ漫然と経緯を見るだけになってしまうと思うのですけれ

ども、その辺は何か改善点はあるのですか。

○内閣府 今の御指摘の点は、おっしゃるとおりだと思います。

公共団体にとってみても、当初目標にした計画期間内に一定の設定した効果が目標を達成するようにやっていきたいと思っていながら、中間のチェックが甘くて、そのようなところに後になって気づいてくるという事態は、お互いに、我々国にとっても、公共団体にとってみても決して望ましい状況ではないと思いますので、そのような観点で、場合によっては計画を見直すような、いいチャンス、機会になるようなことも含めて、ちょっと設定の在り方を検討させていただきたいと思います。

○市川次長 ここで若干議論は戻ってしまうかもしれませんが、視聴者の皆さんからのコメントを紹介させていただきたいと思います。

○事務局 幾つか寄せられておりますので、御紹介したいと思います。

まず、計画、実行まではいいけれども、成果がわからないので、チェックもできないし、改善もできないのではないかという点です。

調整費をもらうのが目的となっている事情があるのではないかという点もありました。

効果が高いということなのだけれども、どうやって算定するのか、よくわからないという御意見、あるいは、地方自治体がどのように使ったのかが一番気になる場所であるという御意見がありました。

以上です。

○市川次長 ありがとうございます。

それでは、この計画に基づく交付金についての議論を進めたいと思います。

ほかに、どなたか御指摘はございませんか。

○佐藤評価者 ちょっと戻ってしまっても申しわけないのですが、レビューシートで拝見する限り、この調整費は執行率がやはり低いですね。

調整費なのだから、それはそうだろうというのはわからないでもないですが、ただ、ことしから執行率が大体20%ちょっとぐらいですね。

ことしの予算が95億円で、キャリーオーバーしているものがあるので、2つ合わせれば106億円になっていると思うのですが、他方で、先ほど申し上げたとおり、執行を厳しくしますという通知を出していて、多分、ことし対象になる自治体、特区の数が目標値を当初見込みで見れば13なので、去年に比べても、そんなに多くないですね。

13で、かつ、いろいろと調整額の交付についてかなり厳し目にしますと言っておいて、この金額、予算なのですが、これは執行率が低いとまた余ってしまうのではないか

という気がするのですけれども、執行率と予算の関係はどんな感じで見込んでいるのですか。

○内閣府 執行率でございますが、調整費の性格で、当初にできるだけ厳密に、まず、どれぐらい各府省が支援していくか、それについて、そのつなぎの部分の調整費がどれぐらい必要だというのはできるだけ厳密に見積もらなければいけない、それはそのとおりであると思います。

ただ、どうしても規制緩和はどこで実現しているか、実際に事業の熟度がどれぐらいの速度で上がってくるか、一生懸命、我々も各特区の地域と調整しながら進めてございますが、なかなか事業の進捗が必ずしも確実に把握ができない部分があることを前提に、ちなみに今年度は8月末時点で51億円を執行してございます。

昨年度に比べますと、大分執行率は今年度は上がってきてございますが、これはまさに今、御説明したように、各特区の中の事業の熟度が上がってきまして、財政支援を受けて、実際の事業を進められる環境が整った中で、各府省の重点支援を、まず、はめ込むわけでございますが、その隙間部分を調整費で埋めさせていただくボリュームが、今年度は増えてきている状況になってございます。

○佐藤評価者 それはそれですごくいいことだと思うのですけれども、ただ、8月の段階で先ほどの通知が出ていますので、今後、伸びないのではないかという気がするのですけれども、その辺はどのように見込んでおられますか。

○内閣府 いずれにしても、先ほどの基本方針の方針自体は、調整費のそもそもの趣旨かと思っておりますので、これはこれでこのような形でやらせていただく。

あとは、御指摘の点のお答えとしては、それを前提として来年度以降の調整費のボリュームをきっちり我々なりに考えさせていただいて、予算をセットさせていただくということだと思います。

○上山評価者 コメントシートを埋めなければいけないので、確認させていただきたいのですけれども、総合特区のほうの成果目標の設定の件ですけれども、これは計画開始1年後に中間目標を設定する仕組みで、計画策定段階ではなくて1年後というのは、どういった理由でそのようになっているのでしょうか。

○内閣府 総合特区に指定されまして、計画を策定すると。もともと全ての特区には最終的な到達目標があるのですけれども、基本的には、もともとそのような到達目標だけがある中で、いよいよその1年たって評価をしていくときには、その評価に当たって、年度ごとにどこまで進んでいけばいいかという目標を設定する必要があるということで、それま

でに年度ごと、年次ごとの目標値を設定するという考え方でやってございます。

○上山評価者 評価するときに目標が必要というのはわかるのですが、最初の人に、1年後にはここまで進めておこうという目標を設定せずに1年後というのは、特に何かしら特別な理由があるのですか。単純に好奇心からお聞きしているのですが、ちょっと不思議に思うもので。

○内閣府 総合特区の目標は、総合特区はさまざまな多種多様なものがございまして、その最終的な目標年次も平成三十何年とか、そういう時期のものがあったり、まちまちなのですが、そういう中で評価をしていくことに当たっては、評価はこの総合特区制度が制度創設から5年以内に見直しを行うとなっておりますので、5年という期間を設定して、その期間での進捗状況の評価をしていく必要があるということでの設定ということになります。

○市川次長 委員の御質問をかみ砕きますと、計画策定時に、最終目標だけではなくてあわせて中間目標を設定するやり方もロジカルにはあるところ、なぜ計画策定時は最終目標だけで、1年たったところで中間目標を設定することになるのだろうかということなのです。

○内閣府 例えば、最初に計画認定を受けたものについては、評価に先立っては、目標は設定してございます。

○上山評価者 評価に先立ってというのは、先ほどの評価を1年後にする前、例えば、10カ月後とか、そのような話ですね。いえ、理由があるのであれば、それでいいのだと思うのです。

○内閣府 申しわけございませんが、承知しておりません。

○上山評価者 なぜそのような形になっているかはわからないと。

○内閣府 はい。

○上山評価者 わかりました。

○太田評価者 1つ目のほうは、省庁を越えた公共事業について、優先的に整備するための事業という理解で、まず、よろしいですか。確認です。

○内閣府 優先的という表現がいいかどうかは別にして、道と污水处理と港で、例えば、市町村道と広域農道、林道は所管省庁が別という状況でございます。港でいけば、地方の港湾と漁港は別の省庁の所管という中であって、できるだけ狙った効果を早い時期に発生させるためには、このような所管省庁が異なる部分を束ねた形で、この交付金は2種類以上の施設の一体的な整備のみを対象にしてございますが、それによりまして、例えば、污水处理などで見れば、污水处理の対象人口を公共の下水道と集落排水と浄化槽をうまく地域で組み合わせていただくことで、できるだけ早く污水处理の対象人口をふやすために、どのような組み合わせがいいかを地域が考えていただいたものを支援しようという制度でございます。

○太田評価者 道路と林道を組み合わせた施設を1回現地調査に行ってきたのですけれども、これは費用便益分析といいますか、ビー・バイ・シーといいますか、複数になっているがゆえに、単一事業では優先順位が相対的に低いものがこちらの事業で優先される危険性はないのですか。

○内閣府 我々としては、そのようなことはなく、どちらかといえば、本来そこで狙った効果を発現するために、通常でいけば、市道なら市道で事業を進めていって、予算をとっている。そのときは、その先に本当は農道を整備すれば一体的に効果が出るような、農道の予算がついていないということで、なかなか地域が望むような効果が出ないものを、我々として一括して予算を確保して、市道と農道を一体的に整備することを支援する交付金ですけれども、それによって単発でやっているよりもいい効果が出る形で持っているのではないかと考えております。

○太田評価者 それは費用便益分析の観点から優先順位が高ければ、国土交通省さんの予算で、当然、優先順位が高く、実施されるでしょうし、ほかの林道のほうであれば、農林水産省さんの予算がつくだろうと。そういったものがついていないところにこれが使えるわけですね。

○内閣府 そのときに、各省で同時に予算がつく、事業完了が同時になるというものであれば、おっしゃるとおりなのですが、それがなかなか同時に採択されるとか、同時に事業が終わることが難しい案件があります。

そのようなものにつきましては、地域再生計画に位置づけまして一体的にやることによりまして、市道ができて、林道ができて、一体的に便利になるということを目的としてやってございますので、一概にといいますか、優先順位の低いものが来ているということではないと承知しております。

○太田評価者 例えば、片方の国道のほうができている、林道ができれば非常によくなるのに、林道がまだできていないから林道をやめるのか、それとも、林道と国道と両方を一遍にこの予算でやるのか。どちらなのですか。

○内閣府 一遍にやります。両方の事業がないとこの事業の対象になりませんので、今、申し上げられたように、道路はできているけれども、あとは農道ができていないというものについては、交付の採択の要件になりません。

○太田評価者 片方が完成していて片方は完成していないというもののほうが、両方できていないものより、重要度が高いのではないですか。

○内閣府 そこは地方に、実質的に地域再生にどのパターンといたしますか、寄与するかを検討していただいて、地域再生計画をつくっていただいて、それに基づいてこの交付金を交付していると考えてございます。

○上村評価者 地域再生の推進のための施設整備に必要な経費のレビューシートを見ているのですけれども、成果指標が、公共団体に対する調査で「交付金の持つメリットを効果的に活用できた」と回答した割合なのですからけれども、これは目標値が70%というのはちょっと低いと思っているので、26年の目標値は80%ですが、実績については25年度で87%ということなのですからけれども、やはり13%の自治体がどのようなところにメリットを感じなかったのかということからは、調査されているのでしょうか。

○内閣府 それは調査しまして、何でメリットを感じないのかということ、聞き取り調査等をしてございます。

そうしますと、地方公共団体のほうからは、メリットを使わなくても計画通りできた。要は、このような言い方が当てはまっているかどうかわかりませんが、事業が余りうまくいかない、融通をしようまくやっていたためのメリットでございまして、そもそも地方公共団体が計画をして、それがそのとおりいけば、このメリットを活用する必要がある意味ないわけでございますので、そのようなものが13%のほとんどのものだったと伺ってございます。

○吉田評価者 先ほどから議論を聞いていて、いつも思うのですけれども、どちらの仕組みも調整費、再生基盤強化交付金を使わないに越したことはないのです。

というのは、再生計画のほうは、今、まさしくおっしゃっていた、計画をつくらせて、それで一体的整備を各既存事業を使ってやって、私も経験がありますけれども、道路の種

別ごとではなくて、ルートとして整備したほうが整備期間が結構早くなるのです。だから、整備事業費も全体計画と一緒に設計すれば、相当安くなる場合もある。補助単価が違いますがからね。

だから、そういった目標と、調整費のほうは、先ほどこれもおっしゃっていたように、機動性も必要なときにだけやるということであれば、効果的であろうと思う。

だから、どちらも既存の公共事業をいかに効率的にやるかを目的でつくった仕組みですから、どうかお持ちの予算の消化を目的にしないようにしてほしい。

実は、ある特区でいろいろな予算の消化のために、いろいろな省庁がある民間の企業に使ってくれと日参しているという話も、そこの社長から聞いたことはあるのですが、そのようなことにならないようにするための組織だと思うのです。

そのためには、目標設定と中間目標のところは、進捗状況の話は別の目標を置かなくてはいけないと思うのですが、費用対効果という評価基準をしっかり強めてほしいのです。

先ほど言ったように、早く整備ができたというのは、相当大きな費用対効果になるのです。予算の執行とか、今の物価の状況とか、被災の比率の状況から見たら、実は2カ月早まっただけで数億円のお金が浮くということがありますので、費用対効果を基軸にした成果目標と中間目標を評価基準に置くことをぜひやっていただきたい。

○佐藤評価者 地域再生の推進のための施設整備に必要な経費の交付金、地域再生基盤強化交付金ですけれども、やはり2つ可能性があって、1つは非常によい意味で横串を刺して、地域横断、いろいろな省庁間横断的な事業ができるという面のメリットもある一方、先ほど太田先生から指摘があったとおり、逆に、実はそれぞれ本当は必要度が低い事業も含めた形での横断的な事業が行われてしまうリスクもあると思うのです。

本当は、これは成果目標が何でこれでいいのだろうかと思うぐらいなのですが、ちょっと検証してみる必要があって、例えば、従来のやり方ではできなかったことがこの交付金によってどれぐらいできたのかとか、やはり自分たちで調べてみる価値はあると思うのです。

今まではばらばらでやっていた。それが、結果的には実は事業の発現にこれぐらい時間がかかっていた。それがこの交付金によって、それが適用された自治体について見ると、実はかなり早い段階で効果が発現していたとか、そのような比較調査みたいなこともしながらしないと、不便はあるかもしれないけれども、ばらばらに申請してできるのなら、それはそれでいいとなりかねないし、もしこの交付金を、今後、生かしていくのであれば、やはり従来になかったメリットは何なのかということ、単に交付金を持つメリットを効果的に活用できたではなくて、具体的な意味で、このようなことをやったから何か追加的な効果を発現したというものを見ないと、何とも言えないという気がしたのです。

○内閣府 今の観点、御指摘はごもっともだと思います。ただ、我々が当初制度を設計し

た時点では、道が本来果たすべき効果とか、汚水処理の施設整備が本来果たすべき効果を達成する上に当たっては、ケース・バイ・ケースでいろいろあるかと思いますが、少なくともこのような形で組み合わせてやっていくほうが、市道をつくるだけが目的ではなくて、要するに、道をつくることによって一定の効果を得ていこうと思う観点から見ると、そのほうが効果的だという前提で制度設計をしたつもりでございますが、いずれにしましても、御指摘の点は十分検証はやってまいりたいと思っています。

○市川次長　ここで、視聴者の皆様のコメントを紹介したいと思います。

○事務局　御紹介します。

まず、論点1につきまして、2つほど御紹介します。

このような予算の出し方が悪いのか、使っているほうが悪いのかも検証しないといけないのではないかと、縦割りでできなかった事業をやりやすくする事業なのかどうかというところが疑問というところです。

論点2につきましては、いろいろ聞いていると、どうも単にばらまき予算のように思われるというコメントも来ております。

以上です。

○吉田評価者　先ほどの論点を整理しながら聞きたいのですが、先ほど、優先順位の低い事業がここで採択されるリスクという話も出ていましたけれども、もう一つは効果ですね。本当に効果があるのか。

実は、この予算に関しては、先ほどから言っているように、この予算の執行の評価目標というよりは、最初のもは個々の再生計画そのものの費用対効果が目標にもなり、評価基準にもなると思っています。

再生計画をつくらせることによって、何がどのように効果が出たか。そこをはからないと、多分この事業はまたほかの事業と同じように、予算の執行率だけで、執行率が低いとか、高いとか、そんな話になってしまう。

もう一つは、それをやることによって、出してきた再生計画は評価基準にもなりますから、それで優先順位が低いものも入っていれば、費用対効果が低いはずですが、そこでさけるはずだと思います。

もう一つ、調整費のほうなのですけれども、先ほどから2年目は執行しないとおっしゃっていましたが、初年目についても、このような場合に非常に効果的に使えるというのは、大体予測はつきますね。

例えば、自治体だと補正予算で3回ぐらいできるわけですが、国ができないというのであれば、地方自治体の補正予算に対応して執行を早めるために打つとか、いろいろな事例が出ているはずなのです。

だから、地方に示す場合には、初年度の条件についても、こんな抽象的な話ではなくて、もう少し具体的に、ある程度示せるはずなのです。それもぜひ検討されたい。

○市川次長 今のは、御回答はよろしいですか。もしありましたら、端的に。

○内閣府 なるべく、そのように地方にもお示ししながらやっていきたいと思えます。

○市川次長 それでは、このテーマ1、コメントの選択肢のほうの取りまとめができましたので、発表していただきます。

○佐藤評価者 では、このテーマ「地方の創生・活性化に関する事業」についての各論点の票数を発表したいと思います。

まず、論点1「『地域再生計画』『総合特別区域計画』について、成果目標の設定や成果実績の検証が適切に行われているか」という問いで、まず、「(1) 地域再生計画について」ですけれども、2つ選択肢があります。

「① 適切でなく、改善の必要がある」「② 適切であり、問題はない」という選択肢がありまして、①を選んだ方が5名、②は0名で、①の中で内訳がありまして、この具体的な改善点は複数回答可ですけれども、「ア 中間目標を置いて、進捗状況を検証できる仕組みが必要」が5名、「イ 計画の認定に当たり、目標の達成可能性を厳しく審査すべき」が2名、「ウ その他」が2名となります。

「(2) 総合特別区域計画について」も選択肢が3つありまして、「① 計画開始1年後に中間目標を設定するという仕組みには合理性があり、問題はない」「② 計画策定段階から中間目標を設定することが必要」「③ その他」になります。①を選ばれた方が1名、②を選ばれた方が4名、その他は0名となります。

論点2「総合特区の推進調整に必要な経費について、制度趣旨に則った執行がされているか」です。これも3つありまして、「① 制度趣旨に則った執行がされておらず、改善が必要である」「② 制度趣旨に則った執行がされており、問題はない」「③ その他」ですが、①を選ばれた方が5名、複数回答だったと思いますが、「③ その他」が1名となっております。

「その他」という論点がありまして、「①『地域再生の推進のための施設整備に必要な経費』は、省庁の所管を超える一体的な整備を支援できる枠組みとなっており、評価できる」というものと「② その他」となっていますが、①の評価ができるという方が3名、「② その他」も3名となっております。

以上です。

○市川次長 それでは、テーマ1につきましては、議論は以上のとおりとさせていただきます。

ます。

【テーマ2 地域の活性化のための補助金等】

○市川次長 それでは、「地方の創生・活性化に関連する事業」、テーマその2「地域の活性化のための補助金等」という2番目のテーマに入りたいと思います。

視聴者の皆様は、今、画面で「対象事業について」という1枚の紙をごらんいただいていると思います。対象事業は、農林水産省「都市農村共生・対流総合対策交付金」、同じく農林水産省「山村振興交付金」、総務省「過疎地域振興対策等に要する経費」、国土交通省「集落活性化推進経費」、以上の4つでございます。

それでは、まず事務局より事業内容、論点を説明いたします。3分程度で説明するようにお願いします。

○事務局 では、事務局説明資料の1ページをお開きください。

今回の4つの事業につきましては、主に成果指標が適切かという点と、各事業間で重複、縦割りの問題はないかということについて御検討いただければと思っております。

1ページと2ページに、それぞれ今回取り上げます事業の事業概要と成果目標、こちらを記しております。1ページの最初に記しました「都市農村共生・対流総合対策交付金」につきましては、資料記載のとおり、4つの事業メニューがあるわけでありまして、この事業メニューに対しまして、成果目標は「グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数」となっておりまして、いわば事業メニューのごく一部についてだけ成果目標が設定されているという状況にあるというわけでございます。

次の「山村振興交付金」。こちらは山菜等の山村資源や地場産品を地域ぐるみで活用するためのソフト活動支援という事業内容でございまして、成果目標は「事業の実施により雇用又は所得の創出を達成した地区数の割合」となっております。これも雇用又は所得の程度を問わず、また、達成できない地区の存在を前提とした目標設定になっているというわけでございます。

次に2ページにいきます。「過疎地域振興対策等に要する経費」ということでございます。こちらにも4つの事業メニューがあるわけでございますが、それに対しまして、成果目標は「過疎市町村の人口に対する転入者数の割合」という1つだけの成果目標が掲げられているということになっております。

次いで「集落活性化推進経費」。こちらは人口減少、高齢化が加速する条件不利地域における、廃校舎等の既存公共施設を地域間交流施設等へ改修整備する事業を支援というものでございます。これはレビューシート等を見ますと、年間約10件行われている事業ということでございますけれども、この事業に対して成果目標を見てみますと、「全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合」ということで、マクロな指標で目標が設定されているということになっているわけでありまして、それぞれ事業の

効果を適切に測定できる成果目標になっているかどうか、問題があるかどうかと思っております。

続いて、3ページをお開きください。こちらでは、各事業に重なる部分はないかという問題がないかということから、各事業の事業概要を記しているわけでありまして。例えば、地場産品を活用した地域振興を行おうとした場合、それぞれの事業概要を見てみますと、都市農村共生・対流総合対策交付金、山村振興交付金、過疎地域振興対策等に要する経費、これらを利用できるのではないかとも思われます。また、地域の廃校舎等を改修整備しようとした場合、集落活性化推進経費と過疎地域振興対策等に要する経費、この2つの補助金が利用できるのではないかと思われるわけでありまして。

こうした点を踏まえまして、論点として3点ほど提示させていただきたいと思っております。1点目が「それぞれの事業について、成果目標の設定や成果実績の検証が適切に行われているか」。2点目として「これらの事業の間に重なる部分があり、非効率になっているのではないか」。3点目で「自治体が、最適な事業を選択できるよう、窓口の一元化を図るべきではないか」ということでもあります。

以上です。

○市川次長 それでは、実際に各事業を所管されている農水省、総務省、国交省から御説明を聞きますが、1事業当たり2分をお願いします。それから、事業の意義、概要等は、もう既に資料を御提出いただいておりますし、委員各位は十分勉強も進んでおりますので、極力短くして、論点、成果目標の設定や検証が適切に行われているのかということと、他の事業との相互の重複、これについて御所見をお願いいたします。

○農林水産省 農水省、都市農村交流課の佐藤と申します。よろしくお願いたします。

まず「都市農村共生・対流総合対策交付金」について説明させていただきます。

本事業、複数集落が集落連合体を形成いたしまして、そこにNPO、住民団体、市町村等、多様な主体が参画する地域協議会を設立し、そこが事業主体となって展開する、都市から人を呼び込むための魅力ある地域づくりを支援するものでございます。そのことによりまして、農村に新たな需要を生み出し、所得・雇用の拡大を図るということなどを目的としております。

補足資料にも出させていただきました、総理が本部長となって今年6月にとりまとめられました「農林水産業地域の活力創造プラン」におきまして、都市農村交流は、政策体系の中で農山漁村の活性化を図るための主要な施策に位置づけられております。

事業概要、大きく4つのメニューがございますが、1番目の集落連携推進対策が中心的なメニューとなっております。これは、地域協議会が取り組む活動を支援するソフト対策でございます。例えば、内容といたしまして、教育交流というものがございます。これは小学校等が教育の一環として農村に滞在し、さまざまな体験や地域との交流を行う活動で

すが、この受け皿となる農村部での体制づくり等を支援しています。これは農村の活性化にも大変貢献しているというふうに考えております。

なお、最近では、活動主体である地域協議会につきましては、市町村全域、あるいはこれを超えるような広域的な組織も多くなってきております。

それから、2番目の人材活用対策、3番目に書いてございます施設整備につきましては、集落連携推進対策を取り組む地域に限定して一体的に取り組むこととしております。また、4番目の広域ネットワークは、こうした取組を全国に展開する、あるいは人材登録システムを準備して、支援する専門家を派遣するというようにしておりますので、これら4つがリンクしております。このように、本事業は交流という切り口で一連の支援を行う仕組みとしております。

成果目標につきましては、本事業が都市農村交流を通じた所得・雇用の確保を目的としていることから、交流人口の増大を一義的な目標としておりますが、個々の地区ごとに毎年所得・雇用がどのように増加したか、外部有識者による評価を実施しております。

都市農村交流につきましては、食料・農業・農村基本法にもその推進が位置づけられており、当課の名称も都市農村交流課という看板を掲げさせていただいております。これまでは、都市の方のゆとりある生活というような側面で捉えられることも多かったわけですが、冒頭にも申し上げましたように、現在、交流は農村振興を図る重要な施策となっております。また、人口減少社会におきましても、都市から地方への人の流れを創出していく上で重要な施策と考えております。

説明は以上でございます。

○市川次長 恐れ入りますが、それだけ長くおしゃべりになったわりには、他の施策との重複という指摘についての御所見をいただいております。お願いします。

○農林水産省 本事業につきましては、交流を切り口といたしまして、ソフト対策、つまり、地域活動を行う対策、それから、それを進めるために、例えば拠点として必要となるハード施設の整備、また、それを実施する際にコーディネート役割を行うような都市部の意欲ある若者がある程度一定期間送る取組、それから、そうした点的な取組を全国的に展開するための横展開を図るための情報ネットワーク、専門家派遣といった取組、また、ソフト活動を専門的に支援するための人材登録システムというものを一連のシステムを交流というパッケージで支援しております。交流という切り口でパッケージで支援しております。それはつまり、交流こそがこの地域で活性化していく最終的な切り札だというような地域を対象にいたしまして、そういった地域に総合的に支援する制度でございます。また、そういうことから地域の広がりも市町村を超えるということもございますので、他の事業ですと、今日の資料でもございますように、小学校区という範囲を対象にした主体が中心になっておられるということもございますが、私どもの事業では範囲も広くなるとい

うことがございますし、また、とにかく。

説明が長くなりました。

○市川次長 とにかく違うということですか。

○農林水産省 はい。そういうことでございます。

○市川次長 次の事業について御説明を端的にお願いします。

○農林水産省 山村振興交付金について御説明を申し上げます。

レビューシートをごらんいただきたいと思います。

本事業は、山村振興法という法律、議員立法でございますけれども、これの指定する山村を対象にして、来年度の新規事業として要求しているところでございます。

論点として示されておりますのは、1つは、事業の重複につきまして、事業概要の1番目の地域資源と地場産品を活用したソフト事業というところが論点の一つになってございます。私ども、後ほど議論になるかと思いますが、山村の資源というのは非常に少量多品種、季節性がある、あちこちに広いエリアに存在しているという特性がございますので、単品の商品を開発していけば地域に経済波及効果があるというものではございませんので、我々の考えは、その山村の資源の特徴を活かして、なるべく地域の所得と雇用に結びつける地元の役割分担、仕組みづくり、こういったものを地域で進めていただくということを支援する事業でございます。

それから、アウトカムについての指摘がございます。アウトカムについて、私どもの考えは、1つは、今申し上げましたように、一つ一つの振興山村を自立的な発展に誘っていくという事業でございますので、まず評価は地区ごとに第三者委員の意見等を伺いながら、適切に事業主体の市町村が設定した目標値を定めて、達成できたかできなかったかという判断をした上で、事業全体のアウトカムとしては、全体の中の地区数の80%と設定しているところでございます。この80%の根拠といたしましては、これまで林野庁のほうで森林資源を使った利活用の民間の事業がございました。この実績を見て80%と設定したところでございます。

説明は以上でございます。

○市川次長 他の事業との重なり合いについてはいかがでございましょうか。

○農林水産省 総務省さんの事業の恐らく地場産品の新商品開発というお話だと思います。私どものイメージしております新商品開発というのは、先ほど申し上げましたように、地域に未利用になっているさまざまな資源があるので、それを特定産品というふうに特定す

るわけではなくて、現在身近にあるんだけれども、埋もれている資源を地域のみんなの役割分担で、生産から集荷、加工・販売まで、これをさまざまな人たちの仕組みづくりというものを行って、内発的な振興につなげていきたいというところがございます。新商品の開発そのものというところは、重複はあると思いますが、私どもの目指すところは、地域振興の内発的な仕組みづくりというところも重要なポイントだと思っております。

○市川次長 ありがとうございます。

次の事業について御説明をお願いいたします。

○総務省 総務省でございます。

レビューシートをごらんいただきたいと思います。「過疎地域の振興、また活性化を図る経費」でございます。

過疎市町村の行う先進的波及性のあるソフト事業、それから、集落の維持活性化のための事業、それから、定住促進のための団地整備、空き家の改修と遊休施設を活用した生産加工施設の整備などに支援を行うものでございます。執行率で申し上げますと、ほぼ100%ということで、ニーズとしてはかなり高いものと考えております。

成果指標についてでございます。これは全体の目的が過疎地域の振興、活性化を図ることでありまして、過疎地域への人の流れをつくるということが大きな施策目標になっておりますので、「過疎市町村の人口に対する転入者数の割合」を成果指標として設定をいたしまして、実績も検証いたしておるところでございます。

他省との関係でございますが、各省とはお互いの情報を共有をし、連携し、重複排除に努めておるところでございますし、また、各市町村のほうから見ますと、過疎の市町村でございますが、その各市町村のエリアで国交省なり農水省なり、各省の事業が当然行われているところでありますが、それぞれの市町村ごとに各省の分野を網羅的に総合的な計画を定めておりまして、その中で各分野ごとに事業計画を立てて、各事業レベルで全て整理をいたしておりますので、そういった意味で重複はないものと考えております。

今後とも無駄のないよう効率的な執行管理に努めてまいりたいと考えております。

○市川次長 ありがとうございます。

○国土交通省 国土交通省でございます。

「集落活性化推進事業」について御説明します。パワーポイントの国土交通省からお配りしている資料がございますので、そちらで御説明したいと思います。

事業の目的でございますけれども、人口減少、高齢化が先行・加速する条件不利地域で、既存の公共施設を活用して、公共サービスのワンストップ化やコスト低減を図り、集落の再生に資するというのを目的としております。

概要でございますけれども、各地域の集落エリアにお住まいの方の生活サービスの維持確保を図るという観点で、市町村が既存の公共施設、ストックで使われなくなったものを活用して、公共サービス施設として再編・集約する改修事業について補助しております。

事業の実施例を挙げてございますけれども、長崎県の小値賀町で廃園舎を活用して、図書館、公民館等、老朽化した施設を集約・再編いたしまして、その地域の方、子どもたちの活動拠点として整備したという例でございます。

御指摘いただきました成果目標についてでございますが、レビューシートのほうに成果目標の数字を挙げておりますけれども、私どものほうで統計データで活用可能なものということで「全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合」という数字をセットしておりますけれども、10件しかない事業でマクロな指標ではおかしいのではないかと御指摘は、そういう意味では当たっているところもあるかと思っておりますので、この辺については今後見直しを考えてまいりたいと思っております。

もう一点、各事業に重なる部分はないのかということでございますけれども、私どものほうは、既存の公共施設を地域の生活のサービスを維持するための施設に改修するというところでございまして、新しい産品、生産加工施設等については補助の対象としておりませんので、総務省さんの事業についても重なる部分はないものと考えております。

以上でございます。

○市川次長 ありがとうございます。

先生方、いかがでございましょう。重なり合いの部分はちょっと議論が複雑になるかと思っておりますので、まずは成果指標のところだけ先に検証いただければと思います。国交省さんはもう見直しを表明されておりますので、それ以外のところでお願いいたします。

○上村評価者 成果指標なんですけれども、特に国交省さんの見直しは非常に大事かと思っていて、なぜ大事かという、これは分母分の分子で、分母のほうも人口減少で減っていく可能性があって、そうすると、減っていけば改善するというふうになってしまうので、そこはちょっと考慮されたほうがいいかなと思います。

あと、過疎地域に対する事業で、人口分の過疎地域に転入者ですね。そこも人口が減っていくと改善に見えてしまうという問題がアウトカム指標に根本的にあると思うんですね。なので、そこはやはり過疎市町村の分母自体が減っていくので、そうすると、比率にすると改善してしまうと。そこはうまくアウトカム指標をつくらないといけないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務省 御指摘のように、国全体の人口が減っておりますので、そういう意味では、分母も分子のほうもトレンドとしては減ってしまうトレンドにあると思います。そういった中で、過疎地に人を動かしていくとして転入者数としておるわけですが、その全体

の人口減少が分母と分子にどういうふうに影響を、両方与えると思うんですけれども、考えていく必要があると思います。

○太田評価者 転出者数は気にしないんですか。過疎だから、転入より転出のほうが恐らく多いですね。人口が減っているということは別にしても。

○総務省 はい。この指標では転入者数にいたしております。

○太田評価者 転出者数が減るとか、そういうことは目指してはいらっしゃらない。過疎を減らすというのは転出者を減らすということだと。

○総務省 それもおっしゃるとおりです。もちろん過疎というのは人口が流出していったことで生まれてきているものですので、その流れを反転をさせようというのが大きな狙いでございます。

○太田評価者 基本、出ていっているわけですね。過疎地ですから。自然減は別としても人口は減っているわけですね。

○総務省 ええ。出ていっている人も多いです。

○太田評価者 出ていっているほうが多いから過疎なわけですね。入ってくる人よりも。

○総務省 はい。一般的には。過疎地域で見ますと、もちろん社会減のほうが圧倒的に多いです。

○太田評価者 とすると、出ていっている人の流出をとめないで、入ってくる人をふやそうというのが過疎に対する対策として有効なんですか。

○総務省 もちろん社会増減として社会増を目指していかなければならないというのはおっしゃるとおりでありますけれども、この指標においては、入ってくる人に着目をしてこの指標をさせていただいております。

○太田評価者 出ていく人は気にしないんですか。

○総務省 もちろん全く気にしていないわけではございません。

○太田評価者 ただ、目標としてはカウントしない。直接的にそれは事業の成果とは考えない。

○総務省 人を呼び込んでいくために何をしていくかということを考えて、転入者数としてしまっておるわけですがけれども、もちろん転出と転入と両方考えなければならないというのはおっしゃるとおりだと思います。

○太田評価者 制度の趣旨としては、転入者がふえれば、転出者がどれだけふえても構わないということではもちろんないと思うんですけれども、ただ、指標としてはそういうことですよね。何ゆえ転入に注目されたのでしょうか。何か理由があつてのことですか。

○総務省 過疎地域に人を呼び込んでいくということから転入者に着目をさせていただきました。

○太田評価者 わかりました。これは、変な話ですがけれども、過疎の場合、出ていった人と入ってくる人の差が多分人口に占める割合みたいなのが大事なわけですよ。恐らく。入ばかり見るということは、全く純粹に出ていく人の数は一緒であったとしても、入る人も出ていく人もふえれば、人口は人が移動するようになれば、それで目的達成ということになってしまいますよね。わかりますか。転入者だけがふえればいいのであれば。目的に対して、この成果指標は合っていない感じがするんです。

○総務省 おっしゃるところはわかります。

○太田評価者 ということは、変更を検討されるということによろしいですか。

○総務省 そうですね。転出者数なり、社会増減というのを両方考えるべきだというのはおっしゃるとおりだと思います。

○佐藤評価者 この4事業は非常に教科書的な行政事業レビューだと思うんですね。つまり、目標に対して事業をやっていることがどれくらいリンクしているかというのが、多分国交省さんと総務省さんに関して言うと、ちょっと距離感があり過ぎる感じがするんです。最終的な目標は過疎を抑制したいであるとか、それはわかるんですけれども、それには本当はさまざまな事業があつて、したがって、それがパッケージになつて、いろいろな事業があつて初めて最終的な人口減に歯止めがかかるとかいう、こういった最終的なアウトカムが実現しているんだと思うんですけれども、最終的にはこれは事業なので、施策ではないので、施策を評価しているならわかるんですけれども、これはもうちょっと下の事業な

ので、交付金とか、つまり、総務省さんと国交省さん、どちらもそうだと思うんですけども、もうちょっと距離感の近い、例えば有効利用、使っていない廃校とかを有効利用しているというのだったら、その利用水準がどうであったのかとか、総務省さんについて言うと、これも同じですよ。遊休施設の云々という話がありましたけれども、もうちょっと距離感の近い成果目標をつくるか、あるいは、少なくともこれがいいんだというのだったら、そこに至るロジックをちゃんと明らかにしていただかないと、ちょっとわかりにくいかなという気がしたんですけども。

○国土交通省 御指摘のとおりだと思います。ちょっと検討させていただきたいと思います。ただ、直接的にその事業の効果として出すデータを、指標になるデータを簡単に集められればいいんですが、それにかなり費用なり手間がかかるといったときに、それとの関係で事業の説明を一番でき、かつ、データの収集がしやすいような指標が何なのかということで検討させていただきたいと思います。趣旨はちゃんと踏まえて考えたいと思っております。

○佐藤評価者 この点は2点だけで、できるだけ距離感の近いものを捉えるということで、それがどうしても無理だというのだったら、外的な要因というのが必ずあるわけです。事業とは関係ないほかの要因というのがあり得るわけです。それが何なのかということをやちゃんと踏まえた上で、少なくともこの事業によってこのぐらいの改善はあったんじゃないかという、そういう分析の仕方をされていくといいと思います。

○国土交通省 わかりました。ありがとうございます。

○太田評価者 でも、そんなにコストがかかります。これは改修整備する事業の支援をされているということですよ。ですと、支援をされるときに先方と一回連絡をとられるわけですね。そうしたら、どれぐらい利用されていますかと確認するのはそんなにコストがかかりますか。

○国土交通省 まだ具体的にどういう形の、今おっしゃったような話ですと、例えばアンケートをかけるとか、そういう話になるのか、それとも施設の利用の状況だけでいったらいいのか、その辺をよく考えないといけないと思いますので、簡単に本当に施設利用の状況が把握できるということであれば、そういう近いデータをぜひ採用したいと思っております。

○吉田評価者 今聞いていて思ったんですけども、これは、例えば我々のような民間だと、はっきり成果目標と評価基準、すぐ、これだなというものがあるんですね。定番のも

のが。例えば、都市農村共生・対流総合対策交付金だと、交付金分の定住者数というのを普通民間だと考えるんですね。山村振興交付金だと、交付金当たりの収益額です。それから、国土交通省の事業とか総務省の事業のうちの幾つかは、多分、交付金分の利用者数もしくはその変動数。これは多分経営評価の基本なんですね。いわゆる何々当たり収益率とか利用率とか稼働率とかというのは。だから、そんなに難しい話でないと思います。その各事業の目標値なり進捗状況を地方自治体が出させればいいんだと思うんです。最初の事業採択の段階でも。それを求めて皆さんが評価していく。皆さんの事業の大前提の目標というのはよくわかるんですけども、抽象的にならざるを得ないとは思いますが、実際、このように一つ一つの事業ですから、各事業の目標値の総計というのは、当然全体の採択した事業の評価基準でもあるし、目標値にもなると思うんですね。対象は事業採択してからだと確実になるんでしょうけれども、事業採択前は全予算が執行される前提でつくらざるを得ないんでしょう。

しかも、この事業、今に始まった事業ではなくて、それぞれ従来からある事業が変遷して残っているものもあれば、3年目、4年目、5年目と同じように続いているものもあるわけですね。多分皆さんのほうで少しコストがかかるかもしれないけれども。このメニューなり、この事業の執行の仕方とかで、これは効果がある、ないというのは、もうそろそろ評価されてもいいはずなんですね。そういう意味では、今言ったような、例えば評価基準で既存の事業をはかるというのは可能だと思うんですね。もう既に過去のものとか、それも含めて検討されたら、そんなに難しい話ではないのではないかというふうには思いますけれども。

○市川次長 農水省のほうも。

○佐藤評価者 農水省のほうの山村振興交付金ともう一つのほうについて質問なんですけれども、まず、山村振興交付金、非常に目的、アウトカムは、まだやっていないからこう書けるのかもしれないですが、極めて野心的だと思うんです。ただ、これは事業の実施によって、雇用とか所得がどうふえたのかをどう検証する。まさに人口も減っているわけですから、雇用というのは放っておいたら全体としても減っていくものの中で、事業の実施によってこれだけの効果があったんだよということをどうやって検証しようという感じなのか。何かイメージは何かつかめているんですか。データの利用可能性を含めて。

○農林水産省 まず1つ目に、地区ごとの評価の仕方を御説明したいと思うんですけども、先ほど申しましたように、多くの皆さんが参画した地域ぐるみの取組を行うんですが、客観的に把握できる指標として、例えば販売の出口の売上のトータルとか、あるいは入り口の取組に参加した生産者の方の売上のトータルとか、把握する段階が幾つかあると思うんです。客観的に評価できるとすると、事業者、法人格を持ったところの所得というのもの

捕捉できると思うんですが、なかなか個人の所得まではどうかなというようなことを考えて、種類がたくさんあるなというところで、済みません、思考がストップしていたんですが、先ほど来の御議論を聞いて、確かにプロジェクトのコストを投入して、その見返りがどうだったかということもございますので、地区ごとに多様な取組があることは想像できるし、むしろ尊重したいので、どういう数値指標の場合はどれぐらいの伸び率を設定するのがいいかということも含めて、今、私が申し上げたのは、論点整理もあったように、地区ごとの目標設定がいわゆる自分の言い値になっているのではないかという御指摘は、そこはもっともですので、地域の代表を選択する工夫をある程度認めつつも、指標に応じた定量的なものを検討してまいりたいと思います。

○佐藤評価者 よくわかったような、わからないようななんですけれども、要するに、各団体さんに何らかの目標を設定させて、その部分については一律にこれだという目標は設定しないで、各自治体さんの主体性に合わせてある程度目標を設定させて、その目標が本当に達成できたかどうかを検証したいという感じでよろしいんですか。

うまくいけばいいなというぐらいですけれども。

もう一つの農水省さんの都市農村共生・対流総合対策交付金なんですけれども、結局これもちょっと、指摘されているとおりでと思うんですけれども、やっていることがすごく多いわりには、結局、多分これはグリーン・ツーリズム云々と書いていますが、これは多分とれる情報だからだと思うんですけれども、これだけですよね。実際、パッケージ、パッケージとおっしゃっているので。ただ、それぞれが性格の違う事業を4つ並べていると思うんですが、2つポイントがあって、だったら、それぞれについて成果目標がなければいけないよねということと、やはりわからないのは、1から4までがなぜ同じ事業の中でやらなければいけないのかということなんですけれども、その辺はいかがですか。

○農林水産省 説明が不十分で申しわけございません。例えば、冒頭説明いたしました教育旅行を例に説明させていただきますと、まず1番というのは、農家民宿の受入体制を地域で相談して決めるですとか、体験インストラクターを育成するとか、そういうソフト活動が1番でございます。そういう活動が地域で行われますときに、2番の地域外の人材を受け入れる取組の支援といいますのは、都市部の若者を2年間、3年間、長期にその地域に派遣いたしまして、その若者に教育旅行の受け入れのコーディネート活動をしていただくということでございます。

3番の地域活動に必要な拠点の確保というのは、例えば教育旅行を受け入れるときに必要な交流拠点ですとか、受入施設の整備が必要だということになりましたら、ソフト活動や、若者の派遣とあわせて実施をするということでございます。

4番目につきましては、この事業というのは、こうした取組を全国に広げていくということが非常に重要だと思っております。こういう取組の成果をわかりやすく全国に伝えて

いくための取組が4番でございますので、一連のものとしてグリーン・ツーリズムとっておりますが、交流人口というふうに呼んでおります。したがって、1つの成果目標として掲げているということでございますが、先ほど吉田委員もおっしゃられましたように、投資に対してどうなのかということはごもっともだなと思われました。

交流人口が一応指標ではございますが、この事業というのは、交流によって農村に人が来て、なかなか農村の中だけだと消費も限られる、人材も限られる。そういうときに都市部から人に来ていただくことによって、活気もあるし、少し言い方があれですけども、お金が地域に落ちて雇用が生まれる。そういう所得と雇用の増加というのを個々の地区ごとに捕捉することにしておりますので、そういった側面も考えながら評価指標というのを充実していく必要があるのかなと思っております。

○佐藤評価者 理解を確認したいんですけども、つまり、1から4まで羅列はしているけれども、最終的にはグリーン・ツーリズム、1番に集約していくというロジックという理解でいいんですか。

○農林水産省 そのとおりでございます。

○佐藤評価者 そうなっているんですかという次の話になりますけれども、対象地域が多分、今282で、当初の実績が平成25年度で273ありますよね。じゃ、この273というのは、全部最終的に1にまで集約化しているとするのか、あるいは1をやっているのもあれば、3もあれば、まだ4の段階もあれば、2の段階ですか、どんなふうなばらつきになっているんですか。1から4まで全部パッケージでやっているものだと思っておりますか。

○農林水産省 1番は必ずやっているんですけども、例えば250地区ぐらいございまして、2番を使う地区は、そのうちの3分の1、3番を使う地区はそのうちの1割とか、そういうような図式になっております。

○市川次長 ありがとうございます。

ここで視聴者の皆様の御意見、コメントを紹介したいと思います。

○事務局 ちょっと辛口なものがきておりますが、論点1につきまして、十分な精査をせずに予算がついてしまって、漫然とだらだらと続けている印象があるということ。それから、こういった事業に3億円も投入するというのはちょっと多いんじゃないのかというコメントです。

論点2のほうは、何が違うのかよくわからないということが出ておりました。

以上です。

○市川次長 ありがとうございます。

成果指標について、その他御指摘は。

それでは、その次の論点であります、重複と申しますか、重なり合いについて。想像されたことですが、各省ともに重なり合いはないという御説明だったわけですが。

○上山評価者 まず最初に申し上げたいのは、行政事業レビューをずっとやっていて、最初からずっと言い続けているんですけども、重複欄に全然記載がないんですよ。これは本当にずっと言っているんですけども、普通の人の感覚で言えば、明らかに重なっているのに、書かないと。本当に重複していないと思われるのであれば、書いた上で、ここはこういうふうに重複していないんだというふうにするのが正しいやり方だと思うので、これは次回から必ず書いていただきたい。

それは前提として、いろいろ皆さん重複していないということをおっしゃっていましたが、普通に見ればやはり重複していると思うんですよ。じゃ、重複しているときに、各省間で重複を実際に排除するような協議なり、そういったものをシステムティックにやっているのかどうか。先ほど総務省さんでしたか、一度若干そういうことについて触れられていたとは思いますが、ほかの省庁さんは特段その辺のところはなかったような気がするので、各省庁間さんでそういった取組をされているのか。特にシステムティックにやられているかどうかということをお聞かせ願えればと思います。

○国土交通省 国土交通省のほうからお答えしますけれども、集落課題につきまして検討する関係省庁の連絡会を設けております。課長クラスで各事業についても情報共有をしているということで取り組んでできてございます。

○上山評価者 それは、頻度はどういう形で、中身的にはどのようにして重複を排除するというようなお話をされていらっしゃるんですか。

○国土交通省 基本的には年1回情報交換をしております。

○上山評価者 年に1回で足りますか。

○国土交通省 もちろん関係省庁が集まって協議するのは1回でございますけれども、必要に応じて、その後必要があれば個別に調整しているというふうに取り組んでおります。

○上山評価者 どのように具体的に重複を排除するというようなすみ分けというか、形のお話になっているんですか。

○国土交通省 先ほど各省のほうから申し上げましたように、重複していないと御説明いたしましたけれども、毎年、各年度の開催時にどういう議論がされたか、私は持っておりませんが、各省庁で当該年度にやる事業につきまして、それぞれに情報交換していると。その中で重複がないように、それぞれ取り組んでいるということだと思います。

○上山評価者 重複していないと言って重複していないのだったら、そんな簡単な話はないので、具体的に取り決めがされないと、重複というのは確保されないと思うんですよ。協議をされているというのであれば、そここのところはより具体的にお話を残していく必要があるのかなと思います。

○太田評価者 事務局説明資料の最後のページを見ているんですが、具体的に国土交通省さんから重複がないというお話だったので、集落活性化推進経費がほかの事業と重複していないというお話だというふうに理解したんですけども、事業概要のところ、市町村が所有する廃校舎等の既存公共施設を公共サービス施設等に改修整備すると。過疎地域振興対策等に要する経費のほうの廃校舎等の遊休施設を活用して行う生産加工施設等の整備、国土交通省さんは改修整備をされて、過疎地域のほうは、これは総務省さんですよ。総務省さんのほうは整備をされているので、改修整備と整備は違うという、そういう趣旨ですか。重複していない。改修整備と整備も重複しているように聞こえるんですが。

○国土交通省 私どものほうは、改修整備のところではなくて、既存の公共施設、廃校舎等を、私どもは集落地域の方がお住まいになって、いろいろな生活サービスの拠点として活用していただくための改修をしておりますので、そういう意味で、私どもが行っているものと総務省さんのほうで行われている生産加工の施設のための整備とは異なるというふうに理解しています。

○太田評価者 なるほど。理解できました。国交省さんは、従来と同じ目的に使っている場合の設備の改修をしていると。そして、総務省さんは、目的をほかの目的に変換したときの改修整備をしていると。よって、事業に重複はないと、そういう御説明ですか。

○国土交通省 私どもの事業は、もともとの公共施設がどういうものだったかということではなくて、もともとあった公共施設の中に、周辺にある生活サービス関連施設で老朽化したものを集約して使うということを目的にしておりますので、総務省さんの細かいところはわかっておりませんが。

○太田評価者 わからなくて、どうして重複していないということがわかるんですか。

○国土交通省　　ですので、私どもは公共施設、再編された施設、要するに改修整備した施設については、地域の生活サービスのための施設の改修だけしか認めておりませんので、生産加工施設に使われるようなものについては補助対象としていないという意味で、分かれています。

○太田評価者　　生産加工施設は対象でないと。生産加工施設以外は対象とされているということですか。

○国土交通省　　まあ、そうですね。先ほど例で御説明いたしましたけれども、図書館ですとか公民館ですとか、子どもなり高齢者の居場所等の整備のために補助しているということです。

○太田評価者　　どちらも等がついておりまして、厳格ではないので。

○国土交通省　　済みません、ちょっと説明が不足して申しわけございませんでしたけれども、過去、私どものほうの事業でも生産加工施設に類するものを助成していた時期もございますが、平成 22 年に、そちらのほうにつきましては重複する可能性があるのではないかという議論もあって、細かい経緯は私も当時おりませんでしたので承知しておりませんが、廃止しているということになっておりまして、そういうこともございまして、現時点で重複はないというふうに判断しております。

○太田評価者　　では、1つ質問なんですけれども、生産加工施設等の整備については総務省さんがおやりになったほうが税金の効率的な利用で、それ以外については国土交通省さんがおやりになったほうが効率的な税金の利用になるという説得的な理由は何かありますか。

○国土交通省　　どちらがやっても同じように効率的に実施しているというふうに思っております。

○太田評価者　　まとめたほうが、オーバーヘッドといいますか、共通費があつて、それを削減できるとはお考えになりませんか。

○国土交通省　　まとめてというのは、各地区の整備の際に、公共サービス施設と生産加工施設を一体的につくるほうが効率的ではないかという御指摘でしょうか。

○太田評価者 いえ、違います。この事業を行うに当たって、国土交通省さんがまとめてやるか、総務省さんがまとめてやったほうが、例えば人員とか、それにかかわる人の人件費であるとか、あるいは電話を2回かけるところが1回で済むとか、もろもろの経費、共通の部分がありますので、その共通費が削減されて、税金の節約になるとはお考えになりませんかという質問です。

○国土交通省 私どもも地方振興課ということでいろいろな事業を取り組んでやっておりますので、結論から申しますと、一緒にいたしましても、それぞれの省庁で分けてやっても、効率性という意味では変わらないと認識しております。

○太田評価者 担当者が一人一人いたときに、1カ所にまとめたら担当者は1人で済むということはないんですか。

○国土交通省 私どもの事業の担当者もこの事業だけ担当しているのではございませんで、ほかのいろいろな施策の業務をやっておりますので、そういう意味で、効率性は保たれていると判断しています。

○太田評価者 いろいろな事業があるときに、そういう重複を少しずつ排除していけば、そのうち、人員1人分の人件費になったりしませんか。重複があるかないかが問題になっているのはこの事業だけではないですよ。

○国土交通省 御指摘のようなことがある可能性があるということは、確かかもしれませんが、それですと、それぞれの課でやるのではなくて、全てまとめてやったほうが良いという話に行き着いてしまうような気がいたしまして。

○太田評価者 行き着いているんですけども、これは、2つ一緒にやったほうが良いと思うんですよ。何か別にしたほうがメリットがあるというのは、何か説得的な理由はあるんですか。まとめたほうが良いように私は思うんですけども。

○国土交通省 一緒にやってはいけないということもないかと思えますけれども、分けてやっても効率性等も含めて、特段差はないと思えます。

○太田評価者 それはにわかに信じ難いと申し上げておきます。

○上村評価者 今、レビューシートの重複排除欄の話が出たんですけども、集落活性化推進経費、これは国交省さんですね。過疎地域振興対策等に要する経費は総務省さんです

けれども、アウトカム指標が、これは山村のほうかな。基本的に転入者をアウトカム指標に両方とも用いているので、そういう意味では目的は一緒だというふうに考えられます。そういうようにアウトカム指標が似た変数を使っているものについては、類似事業としてある程度考えてもいいのではないかと考えています。そういう意味では、類似事業名のところにちゃんと記入をしていただいて、それでもアプローチが違うんだと。アプローチが違うんだということを書いていただくことがレビューシートの改善になるのかなという気がします。

○佐藤評価者 むしろ教えていただきたいんです。自治体というか、こういう補助金を受ける側に立ったときに、もちろん省庁、中央官庁の方々には、自分たちの補助金はそれぞれ違う趣旨に基づいているという理解のもとでやっていられたとして、でも、自治体側からすると、要するに、廃校があったり、施設があったり、何らかの振興したい事業があって、それにおいてお金がないというときに、恐らく全て4つのメニューを全部見て、自分に一番合う補助金、補助率が有利、あるいは受け入れられやすいだろうとか、何かそういう形で選ばれているとすれば、出されている側から見れば、確かに4つは違うと言えるかもしれませんが、受け手からすると、どれも同じようなものだよね、そんなふうな理解になったりはしないんですか。つまり、自治体側からもこの理解、違いというのは、先ほど重複はないとおっしゃっているので、違いというのは理解されていると思ってよろしいんですか。多分自治体をよく知っているのは総務省さんが一番詳しい。

○総務省 だと思います。自治体のほうは、各省の事業とかを見ながら、自分が一番やりたいことというのにぴったりくるものに手を挙げていっているというふうに思います。違いはきちんと認識しているはずです。

○佐藤評価者 例えば、最初は国交省さんのほうがいいなと思って補助金を考えていたんだけど、補助率とか何かでちょっと難しいなと思った。じゃ、総務省さんのほうに切りかえるとか、さっきの廃校の話をする。そんなふうなマインドというのは起きないものなんですか。ありそうだなという気がしたので。

○総務省 自分の地域にこういうものが要ると、その目的がまずあって、それに有利な補助制度だとか財源だとかを探すということでもありますので、何か制度を見て、それに合わせていくというか、それを見て揺らいでいくというのは邪道じゃないかと。

○吉田評価者 今の話とリンクするんですけど、合併が進んだので、余り小さな市町村というのは減ってはきたんですけど、多分この事業の内容を見ると、市町村、特に町村に行くと、特に過疎地域、山村地域だと、企画課もしくは企画係の人が2人か3人か、

もしくは1人でやっている仕事なんですね。多分地域振興で一つの地域でこういう振興策を練ろうというのは、大体優秀でやる気のある市町村の職員が一人二人で検討して、民間の人と一緒に練り上げていくというのが現実なんですね。私も実は市役所の部長というのをした経験があるので。だから、その中でいくと、少なくとも同一計画、皆さんのところへ出てくる、同じ地域からもし仮に申請が出てきたときに、そのベースの計画は共有していないとおかしいと思うんですよ。要するに、同じ村の人の同じ人がつくった計画で、彼がこういうことをしたい。もしかしたら2つのメニューに該当するかもしれないです。ただ、それでも計画を皆さんが共有して、重複がないとか、効率性が悪くないかと評価してチェックできないとおかしいと思うんですね。そこは総務省さんならできる仕事じゃないかと思うんですね。きょう、さっきレビューした事業なんかもそういう考え方がそこにあって、地域再生の計画をまずつくってから各省庁にもってこいという話ですよ。窓口。そういった発想で過疎地、山村、中山間といろいろな呼び方を法律上していますけれども、少なくともある市町村のある地域の振興策に関しては、各省庁が共有の市町村の考え方の計画を持っていて、そこでチェックできるというぐらいはできるんじゃないですか。

○総務省 まず過疎について申し上げれば、過疎市町村が自分たちでやる計画というのを持っています。その中に各省の事業、分野が全部入っているんですね。それを全部事業ごとにずっと整理をしておりますので、その限りにおいて、過疎市町村が総合的にやろうとしているもので、どの分野で、どの事業が、どの役所関係というのは、当然把握できるようになっています。かつ、先ほど国交省さんがおっしゃった連絡会議の中で、それぞれどういう制度を持っていて、どの市町村がどういうふうになっている。この市町村が例えば過疎計画でこの事業をここにしているというのは、当然、その事業にほかの役所が重複して補助をするというのはあり得ない話なので、そこはきっちり、そういうことはないように、情報を共有して整理をできるようにいたしております。

○吉田評価者 過疎地域振興計画は知っていますけれども、実際に今の補助メニューで言うと、その計画に載っていないなくても、もう少し細かい地域単位で出てきたものでも取り上げられる事業はあるわけですよ。振興計画をつくったところで、市町村全体の計画で非常にきめ細かい計画にはなっていない場合も多いじゃないですか。だから、今回、そこに載っている載っていないというのは極めて抽象的な判断になるので、少なくとももう少し綿密に類似事業間については連絡を取り合って、そうすると、先ほどの成果指標もその計画が一緒だという共有認識があれば、成果指標が一緒になるんですね。それぞれの事業メニューで1つ落としたところの成果目標は違ってくるかもしれない。より具体的になるだろうということだと思うので、もう少し今の形式的な辺地・過疎の振興計画に載っていますからというのでこの事業を全部見れるかという、そんなことはないはずですよ。

○総務省 より丁寧に情報共有していきたいと思います。

○上山評価者 補助金の二重取りはできないんですね。当然、申請の要件として、他の補助金を受けていないということは入ってくるんですよね。そうですね。それは当然として、他の補助金を申請して却下された場合に、よその省の補助金に申請をすることはできるのでしょうか。類似の事業とかで。

○総務省 一般的に各省補助事業はそれぞれの目的を持って、スペックだとかが決まっていますので、それが全く重複するというのは本当にはないと思います。

○上山評価者 そこは前提で、多少の切り口の違いがあるというのは、皆さんおっしゃられたとおりのので、完璧に一緒の事業だとは思っていないんですが、おおむね大目標、あるいは中目標でもいいんですけれども、ところが重なっていて、要はある程度細かいところを変えて、他の省庁の補助金に手を挙げて、採択されるということは可能性としてはあるのでしょうか。

○総務省 少なくとも当該年度の中で、単年度の中で、ここに出していたんだけど、だめだったので別に流れていくというのは、時期的に、物理的にも不可能だと思います。

○上山評価者 教えてください。さっきも言ったんですけれども、他のところに補助金を受けていたらだめだと思う。他の省庁の補助金に申請を出しているだけでも却下の事由にはなるんですか。

○総務省 そうですね。当然、二股というか、掛け持ちで出したりすることはないです。

○上山評価者 いずれにしても、二股同時に出せないにしても、時期を違って出すということは可能性としてあり得る話ですよね。要は、自治体の側から見ても混乱するというのも当然だと思いますし、国民の側からしても、類似のメニューを、場合によっては1カ所却下されたものを別のちょっと手を変えれば採択される可能性があってしまうと、基準が若干切り口が違うから、同じものでも採択されたり、採択されなかったりする。これというのはおかしな話だと思うので、当然効率性の面から言っても、太田先生がおっしゃったとおり、類似の事業であれば、間接費というのは落とせるはずなので、そういった点から、やはり基本的には似たような事業というのは統合するというのを真剣に考えていく必要があるんじゃないでしょうか。

○太田評価者 今のお話で尽きているに近いんですが、皆さんお一方お一方、あるいは各省庁で真剣にこの問題に取り組んでいらっしゃるということはよくわかり、また、その御説明を直前で伺っていると、違うと言われれば違うのかなという、私はこの場にいるとそう感じるんですが、恐らく放送を見ている方は、一緒じゃないの、というのが普通の感覚だと思います。一緒、少なくとも類似している。重複がかなりある。なぜ別の省庁でやる必要があるのか。これは普通の素朴な反応だと思うんですね。それに対して連絡は密にしている、お互いに計画を見合うから、幾つかの省庁でやるというのは、多分納得を得られないだろうと思うんです。普通の方には。やはり1つにするのがいいんじゃないですか。いろいろな意味で。今の話でもそうですけれども、1つのところに出したら落とされて、別のところに時期的に物理的にも出せない。そうすると、その事業の実施が1年伸びますよね。恐らく。来年からやればいい。2つ出すことは、二股は禁止で1個しか出せないとなると、あるところで落ちて、翌年別のところに出したら、別のところで採択された。それは1つの事業になっていけば、その年に採択されるはずで、それは事業の実施上も効率率が非常に悪い。事務上も間接費の観点で悪い。これだけ問題が似ている、農村であったり、過疎であったり、あるいは都市間の交流であったりというようなものは、分けておく実益はないんじゃないでしょうか。何か説得的に説明できますか。事業が我が省から1つ減るのは困るということを除くと。

○農林水産省 都市農村交流課でございますが、一つ一つの行為を見ますと、例えば商品の開発ですとか、体験交流ですとか、それは確かに同じ行為であることもあろうかと思えます。ただ、私どもは施策を構築するときに大事にしておりますのは、地域にどういうビジョンを持っていたいて、どういう体制をつくっていただいて、どのように持続性を確保していただいて、何を達成するのか。そこをしっかりと支える、あるいは誘導していく。そういうことがすごく大事だと思っております。

そういう意味では、例えば、手前みそでございますが、都市農村交流というのは、いかに都市部の方から農村に来ていただいて、雇用と所得を生み、その好循環を回していくか、そういうビジョンを誘導するにふさわしい利用計画なり、体制づくりというものが備わったときに、初めてそういうメニューを採択するという仕組みにしておりますので、そこは行為一つ一つをばらばらと支援するのではなくて、それらの総体としてどういうビジョンが達成され、どういう体制がつくられるかということが大事だと思っております。

交流について言えば、例えばほかの事業であれば、市町村内でおさまる場合であっても、交流であれば、市町村を超える受け皿が必要になるということもあろうかと思っておりますので。

○太田評価者 そのビジョンが重要というのは、有効なんですか。大事だと思っておりますとおっしゃったんですけれども、ビジョンを共有すると、過疎対策とか、あるいは都市と農村の交流に関して有効だというのは、エビデンスはあるんですか。そう思っていらっし

やることはわかったんですけども。

○農林水産省 私が申し上げたかったのは、例えば施設をつくる場合に、それはつくることが目的ではなくて、そのことによって何を達成しようとしたのか。その地域で何を考え、何を達成しようとしているのか、そこが非常に大事だと思っています。そこについては、各施策、施策で特徴があるかと思しますので、一つ一つの行為をとって重複だというのは、施策面からしてどうなのかなという考えを申し上げさせていただきました。

○太田評価者 特徴があることはわかるんですけども、一緒にしていけない理由は何ですか。ビジョンが分かれているから分けておいたほうがいいのかというのは、どういうロジックとどういう根拠によって考えていますか。

○農林水産省 例えば、それぞれの事業というのは、中核になる実施主体というのは恐らく一つ一つ地域において決まってくるんだらうと思います。例えば、交流であれば、農家民宿にいっぱい人が来てもらう。そのための民宿の体制づくりを行うというコーディネート機関と、そのコーディネート機関は地域だけまとめればいいのかではなくて、都市部への情報発信なり、仲介という能力を持たなければならない。また、それを進めるときには、必ずしも小学校区の単位ではなくて、もう少し広い単位でコーディネートをするほうがより効果が出てくる。そうすると、そのことを達成しようとするれば、実施する中核となる機関というのも変わってくるんだらうと思っています。

○太田評価者 それがこの事業を分けておく理由としてどういうふうに絡んでくるんでしょう。分けておく必要にどうつながるんでしょう。今のお話が。

○農林水産省 そうような取組を誘導する上で、そういうことを目指す事業制度というものをしっかりと明確に建てておくということは意味があるんだらうと思っています。

○太田評価者 意味があるというのは、効果的だということですか。そのほうが過疎、人口流入を例えば農村部に、あるいは過疎地にふやす上で有効だということですか。分けておいたほうが。

○農林水産省 大きな意味で過疎対策という大きな視点でとれば、何も交流だけが必要だということではないと思っています。

○太田評価者 なら、一つにしたほうがいいんじゃないですか。

○吉田評価者 国の皆さんに考えてほしいのは、これは補助金だからそういう理論になっちゃうんですよ。例えば各市町村の視点に立ったときに、地方交付税が潤沢にある財源で自主的にやれるんだったら、起債と一般財源でできるわけですよ。ですよ。そのときは1本でできるわけです。いろいろな事業を自前でできるわけですから。補助金だから分けるという発想なんですよ。逆の視点から一回見てみてください。市町村側から。地域から。補助金だから対象者も違うし、補助金交付先も違う。民間の場合もあれば、NPOもあれば、自治体もあるでしょうし、アプローチの手法も違うんですけども、市町村や地域の住民から見れば、同じ、まさしくパッケージなんですよ。だったら、補助金で出したいから、補助金を守りたいからという議論でやっているのと、いつまでたっても効率は上がらないわけですね。そこの、ちょっと極論になりますけれども、皆さんのお力で、各省庁の力で何とかするという話でないとは思いますが、そこは皆さんで協力して考えるなら、そういうところまで発想を変えて考えてもらわないと、補助金前提です、各省庁の組織があるのは前提ですという議論だと話にならないんだと思うんです。とても急ぐ仕事ですよ。過疎地域や山村地域の対策というのは。だからこそより効率性の高い方法を抜本的に考えてほしい。そういう議論じゃないかと思うんですけども。

○市川次長 済みません、ここで視聴者の御意見を紹介したいと思います。これが最後の機会になるのかもしれませんが、よろしくお願いします。

○事務局 まず論点1です。悪い数字でも正しく評価しないと効果はわからない。

それから、交流したら人口がふえるの。定住するの。

それから、論点2につきましては、そんなものまとめやろよ。あるいは、一本化したら負担が減るのに。こんな明らかな言いわけに対して、何も改善させることができないのかというようなことがありました。

いろいろコメントありがとうございました。

○市川次長 今、視聴者の御意見もありました。また、吉田さんからの御意見もございました。ひと・まち・しごと創生本部は、今の重複排除、市町村側にとって考えろと。考えてみた場合という御指摘もありましたけれども、それについての御見解をお願いできますか。

○内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 こういう事業、中山間地域とか人口減少、あるいは条件不利地域、こういうところで安心な暮らしを守る、あるいは人の流れを東京から地方へ変えるということは非常に重要だというふうに考えております。その上で、各省庁よく連携してやっていただきたいと。そこは我々創生本部事務局も入って、各省庁が連携できるようにしていきたいということで思っております。

○市川次長 連携してやってほしいということは、これらの事業の調整というんですか、統合というんですか、そういうものは必要ないという御見解でしょうか。

○内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 これまでも基本政策検討チームというのを石破大臣の下に設けまして、そこで各府省とか、地方公共団体、有識者の先生のヒアリングを7回やってきております。そういう中で各府省のこういう政策の検証というのをやってきておりまして、それを踏まえて、今、創生会議、今後は創生本部、そちらで議論を進めていくという段階でございます。

○市川次長 事業間の調整についても議論を進めていただけるということですか。

○内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 今後、総合戦略を年内にまとめていく中で、そういうものについてもちゃんと調整していくと、連携を図っていくということになるかと思えます。

○市川次長 とりまとめに関して。よろしゅうございますか。集計もできたようでございます。何かまだ。

○太田評価者 感想ですが、省庁の壁とか補助金をまとめるというのはこんなに壁が厚いのかというのが私の率直な印象でございます。これは視聴者の方の声もあつたんですけども、普通、常識的にはまとめたほうがいい。何か反論がありますかと言っても、はかばかしい反論はない。それでもこの壁を壊せないで、連携を図るというお話なので、できた制度の壁を壊すのはこんなに大変なのかという率直な感想を持ちました。

○内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 そこはまだ我々まち・ひと・しごと創生本部が、結論を出しているわけではございませんで、それはこれから創生会議、創生本部のほうで議論を深めていくという段階でございます。

○太田評価者 承知いたしました。前向きに御検討いただけるということですか。

○内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 もちろん前向きに検討します。

○市川次長 ありがとうございます。

それでは、テーマ2につきましてのコメントのとりまとめ、選択肢の集計ができましたので、御発表願います。

○佐藤評価者 では、「地方の創生・活性化に関連する事業」ですけれども、4つの補助金があったわけですが、これについてのとりまとめを発表したいと思います。ちょっと長いので、それをあらかじめ御承知おきください。

論点1ですが、「それぞれの事業について、成果目標の設定や成果実績の検証が適切に行われているか」。選択肢は「①適切でなく、改善の必要がある」「②適切であり、問題はない」という選択肢ですが、①が5名です。

ここからが少し長いんですが、問題点についてですけれども。「ア複数の事業メニューの一部にしか対応していない成果目標となっている」というのについて、それぞれ4つの事業が採点対象になります。

「a) 都市農村共生・対流総合対策交付金」ですが、5名の方がアに該当すると言っています。「b) 山村振興交付金」これは1名の方。「c) 過疎地域振興対策等に要する経費」4名。「d) 集落活性化推進経費」1名です。

次がイですが、事業の成果と関連が薄いマクロ的な指標での成果目標になっているのではないかと、a) 都市農村共生・対流総合対策交付金はゼロ、b) 山村振興交付金が2名、c) 過疎地域振興対策等に要する経費が3名、d) 集落活性化推進経費が5名。

「ウ雇用又は所得の程度を問わず、また、達成できない地区の存在を前提とした成果目標となっている」ということですが、これはbの「山村振興交付金」が4名ということになっています。ほかの交付金については票は入っていません。

「エその他」についても3名の方がその他にマークしています。

次ですが、論点の2ですが、「これらの事業の間に重なる部分があり、非効率になっているのではないかと、①同一の事業を補助対象とするなど、重なる部分が認められ、政策効果を最大限に発揮する観点から、重なり合いの排除を進めるべきである」が①で、②は「特に問題はない」、③は「その他」です。

①を選択された方が5名、②はゼロで、「その他」が2名いらっしゃいました。

最後、論点3ですが、「自治体が、最適な事業を選択できるよう、窓口の一元化を図るべきではないか」ということでしたが、これには4つの選択肢があります。「①補助金自体の統合をできる限り図るべき」「②申請や相談窓口を一元化すべき」「③専門的な対応を行うため、各事業の実施官庁が相談の窓口となるべき」「④その他」ですが、①の「統合をできるだけ図るべき」が4名、②の「窓口の一元化」が3名、「その他」が2名で、③の方はいませんでした。

最後ですが、これは一般論になると思うんですが、「その他、地方の創生・活性化に関連する事業全般について」ということで、これは複数回答です。それぞれから順番にいきますが、「①的確な成果目標の設定や成果実績の厳格な検証を行うべき」が5名、「②同じような目標・手法の施策は統合し、効果的・効率的に実施すべき」が5名、「③

各省の縦割りを排除し、ワンストップ型の政策を展開すべき」が4名、「④その他」が1名ということになりました。

以上です。

○市川次長 ありがとうございます。

1点、私、質問があるわけですが、先ほど都市農村共生・対流総合対策交付金については4つの事業があるけれども、5つですか、5つ事業があるけれども、ほかの4つは全てグリーン・ツーリズムをサポートする施策であるとの説明がありました。そうすると、今、御指摘の中では、複数ある事業メニューの一部しか対応していない成果目標となっているという御指摘、皆さんなさっていらっしゃるけれども、グリーン・ツーリズムの数が一番上の目標にくるのは、それはそんなに不思議ではないんだろうなという感じがします。なので、ここで御指摘いただいているのは、むしろサブメニューというか、サポートに当たる事業についても効果がわかるようなサブの指標が欲しいということでしょうか。

○佐藤評価者 恐らくそういうことだと思います。要するにロジックモデルとしてはわかったんですけども、1が、最終的な目標が一つあって、それに対して幾つかがぶら下がっているというのはわかったんですけども、恐らくそこに至るまでの経緯というのもちろんと把握しなければだめでしょうということなんだと思います。

○市川次長 よろしゅうございましょうか。

○太田評価者 ただ、それだとレビューシートは並列に書いてはまずいのではないですか。その構造がわかるように書かないと、文字だけでしか、国民はこれを見るだけですので。

○市川次長 よろしゅうございますか。

済みません、差し出がましいことを申し上げて大変失礼しました。

テーマ2についての議論は以上のおりとさせていただきますので、皆様方におかれましては、どうもありがとうございました。

(その後に発表されたとりまとめコメント)

○市川次長 5番目のセッション、ことしの秋のレビュー最後のセッションでございます。「地方の創生・活性化に関連する事業」のコメントのとりまとめをお願いいたします。

○佐藤評価者 では、とりまとめを発表します。

今般のレビューにおいては、バラマキ型の投資や縦割り・重複を排除する等の観点から

いくつかの事業を抽出して点検したところであり、その改善点等は以下のとおりであるが、その他の事業についても、的確な成果目標の設定や成果実績の厳格な検証を行うとともに、同じような目標・手法の施策は統合し、効果的・効率的に実施するなど、各省の縦割りを排除し、ワンストップ型の政策を展開すべきではないか。

(計画に基づく交付金等)

「地域再生の推進のための施設整備に必要な経費」については、縦割りを排除し、省庁の所管を超える一体的な整備を支援できる枠組みとなっている点において評価し得る。しかしながら、その前提となる「地域再生計画」については、計画の最終年度まで中間目標が置かれず検証されない計画が多数あることから、中間目標を置いて、進捗状況を検証できる仕組みとするとともに、無駄な事業が盛り込まれていないか検証すべきではないか。

「総合特区の推進調整に必要な経費」の前提となる総合特別区域計画については、計画開始1年後に中間目標を設定する仕組みとなっているが、計画策定段階から中間目標を設定することが、より合理的ではないか。

「総合特区の推進調整に必要な経費」は、本来、各省の予算制度を活用した上で不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、補完的に措置される調整費である。しかしながら、現状では、事業開始後2～3年が経過しても、全額又は大部分が調整費で執行されている事業が多数あるなど、本来の補完的な役割を逸脱した執行となっている。このため、調整費の執行を初年度に限る等、より明確、具体的な制限を加え、運用改善を図ることが必要ではないか。

(地域の活性化のための補助金等)

これら4つの補助金等については、複数ある事業メニューの一部にしか対応していない成果目標となっていたり、事業の成果と関連が薄いマクロな指標での成果目標となっていたりするなど、いずれも成果目標の設定が適切でないと認められる。事業効果が測定できるような定量的成果目標を設定するとともに、成果実績を厳格に検証する必要があるのではないか。

これらの補助金等の間には、同一の事業を補助対象とするなど、重なる部分が認められるが、政策効果を最大限に発揮する観点から、その重なり合いの排除を進めるべきではないか。また、将来的に補助金自体の統合をできる限り図るべく検討を進めるとともに、自治体が最適な事業を選択できるよう、窓口の一元化を図るべきではないか。

以上です。

○市川次長 どうもありがとうございました。